

第27回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月29日（水）午後3時00分から午後3時40分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員（5人）

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

事務局員 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第27回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局の黒崎係長よりお願いいたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・令和元年度 全国農業委員会会長代表者会議及び県選出国會議員要請
期日：11月18日(木)

場所：東京都千代田区「参議院議員会館」

出席者：内藤会長

- ・農業委員会役員等研修会

期日：1月22日(水)

場所：新潟市中央区「ユニゾンプラザ」

出席者：内藤会長、大矢事務局長、黒崎係長

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書の1ページからご覧ください。このたび6件の通知があります。

【議案書に基づいて内容を説明】

これらの案件は全て合意解約となります。

番号1については現在、次の耕作者が決まっておりませんが、地元の担い手により現在打合せ中とのことです。

番号2については転作田であり所有者に返還ということになります。借受人の宅地に隣接する町道沿いの耕地でありましたが、所有者が県外の方であります。農地法・基盤法による賃貸借契約をせずとも借受人はじめ地元の方に維持管理を期待したいところではありますが、番号1と同様に現在打合せ中との事です。

番号3～6については、借り手の変更によるものであり、この後の議案第1号の農用地利用集積計画の新規設定による案件で説明します。

以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願

います。

4 番 番号1は転作田ということですが、減反政策が終了し徐々に借入耕地を返却する動きが見受けられます。道路沿いで目立つ場所であります。引き続き経過観察をしなければなりません。

議長 他に、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 他にご意見、ご質問が無いようなので報告第1号を受理し、終了します。

議長 続きまして、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書3ページからご覧ください。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定7件、新規設定10件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第2号 出雲崎町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてになります。

昨年10月になりますが、元農業委員会会長並びに農業委員会職員が農地法違反により、また、元農業委員会会長が収賄容疑の疑いにより逮捕されたという報道があり、1カ月に2件の不祥事が発生が明らかになりました。これにより農林水産省はじめ、関係機関等より綱紀粛正についての通達がありました。

通達の内容としては各農業委員会組織において不祥事が発生しないよう毎年度1回以上「法令遵守の申し合わせ」について決議し、綱紀粛正を徹底していただきたいというものであります。

先日開催されました、新潟県農業委員会大会、全国農業委員会会長代表者集会においても法令遵守の申し合わせ決議が実施されましたが、各農業委員会においても綱紀粛正のため法令遵守の申し合わせ決議が必要となります。

議長 それでは、これより出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議を実施したいとおもいますので皆様ご起立をお願いします。

(委員及び事務局全員起立)

議長 皆様、議案書の22ページの内容を私しに合わせてご唱和をお願いします。

(全員で法令遵守申し合わせの内容を唱和)

議長 ありがとうございました。ただいま私しを含め農業委員全員、農地利用最適化推進委員全員及び事務局員全員のご唱和を確認いたしました。この決議により今後とも法令を遵守し適正な業務の遂行をお願いします。なお、これにより本件についてご承認いただける方は挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり承認といたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第27回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年1月29日

議 長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩